

平成 20 年度

**税制改正に関する要望書**

社団  
法人 日本自動車整備振興会連合会  
日本自動車整備商工組合連合会

平素より、自動車整備業界に対しまして、格別のご指導、ご高配を賜り、  
厚く御礼申し上げます。

さて、自動車整備業界におきましては、自動車保有台数の伸び悩み、相  
次ぐ点検整備制度の規制緩和等により整備作業量の減少、整備単価の下落、  
事業者間の競争激化等厳しい経営環境におかれております。

このような状況にあって、私ども自動車整備事業者は、自動車の点検整  
備のプロフェッショナルとして、自動車の安全確保はもとより、使用済み  
自動車の適正処理など環境保全にも真摯に取組み、健全なクルマ社会の構  
築に貢献して参りました。

今後とも、自動車ユーザー地域社会に無くてはならない存在として、  
ユーザーサービスの充実、整備技術の向上、設備の近代化、ＩＴ化の推進  
等の経営努力を続けておりますが、自動車整備事業の社会的な使命を果た  
すためには、引き続き事業の活性化が求められており、税制改正等の事業  
者支援が必要不可欠であります。

つきましては、上記事情をご賢察の上、平成20年度税制改正等に関し  
て、次のとおり要望いたしますので、宜しくご高配賜わりますようお願い  
申し上げます。

社団 日本自動車整備振興会連合会  
法人

会長 坪内 協致

日本自動車整備商工組合連合会

会長 坪内 協致

# 要 望 事 項

## I 改正要望

1. 道路特定財源の一般財源化・使途拡大は反対、道路整備以外に流用する余裕があるのならば先ず暫定税率を廃止して頂きたい。

(要望理由)

道路特定財源として課税されている自動車重量税等は、自動車ユーザーが道路整備のために特別に負担しているものである。

したがって、自動車ユーザーの便益向上につながらない使途拡大や一般財源への流用については、自動車ユーザーの理解を得ることは困難であるので、その使途は自動車ユーザーの便益向上につながる道路整備に限定して頂きたい。

なお、仮に道路整備以外に流用する余裕があるとするならば、先ず暫定税率の引き下げ、あるいは廃止をして頂きたい。

2. 非上場株式等に係る事業承継税制の見直しをして頂きたい。

(要望理由)

自動車分解整備事業者は、自動車の点検・整備を通じて、安全・快適な車社会の構築を担っており、その大半は中小零細事業者である。

中小零細の事業者が事業承継を円滑に実施することは、地域経済の活力維持、雇用の確保や事業継承を図る上からも重要な課題である。

したがって、事業承継の際に障害となっている相続税負担問題を解決するため、非上場株式等に係る事業承継税制について抜本的に見直しをして頂きたい。

## Ⅱ 延長要望

### 1. 中小企業投資促進税制の適用期限の延長を認められたい。

#### (要望理由)

自動車整備事業者の大多数を占める中小零細事業者が、最近の厳しい経営環境に対応していくためには、最新の整備機械装置等の導入によって、省力化、効率化を図る必要がある。

よって、総合経済対策として、中小企業者の設備投資を促進するための臨時時限措置として創設された、中小企業投資促進税制の適用期限の延長を認められたい。

### 2. 特定設備等（公害防止設備）に係る特例措置の適用期限の延長を認められたい。

#### (要望理由)

自動車整備業は、事業の性質上、汚水や廃油を生じることから、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、公共用水域の水質汚濁を防止するための廃油処理装置の設置を指導し、公害防止を図る必要がある。

自動車分解整備業は、大半が経営基盤の脆弱な中小企業であり、各事業者から排出される汚水処理を適切に行うためには、本制度の継続が必要である。

よって、特定設備等（公害防止設備）に係る特例措置の適用期限の延長を認められたい。

**3. 廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長を認められたい。**

(要望理由)

自動車整備業は、事業の性質上、汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法の趣旨に鑑み、油水分離装置等を設置することにより、公共用水域の水質汚濁を防止し、社会との調和を図りつつ事業の発展を期するためには、本制度の継続が必要である。

よって、廃油処理施設の油水分離装置等に係る課税標準の特例措置の適用期限の延長を認められたい。